

# 令和7年度「宇都宮市保育の実施選考基準」 の見直しについて

## 【趣旨】

保育所等への利用調整（入所選考）にあたり、これまで以上に公平性を高めるため、本市が定めている「宇都宮市保育の実施選考基準（以下、「選考基準」という。）」について、見直しの内容を協議するもの

令和7年8月21日  
子ども部保育課

# 1. 本市の選考基準について

児童福祉法施行規則第24条において、市町村が保育の必要の程度、及び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう調整するよう定められている。

## ● 本市の利用調整（入所選考）の概要（「別紙1」参照）

本市では公平性・客観性を明確にするため、「選考基準」により指数化し、基準指数と調整指数の合計指数が高い家庭から入所を決定している。

基準指数	調整指数
「保育の必要性」を客観的に判定するための指数	世帯の「特に考慮すべき状況」を客観的に判定するための指数

### 【参考】「宇都宮市保育の実施選考基準」の主な見直しの経過

平成19年 「宇都宮市保育の実施選考基準」の策定

平成26年 基準指数に「No.8 虐待等(+10)」を設定

調整指数に「No.12 特定職種への配慮(保育等従事者)(+4)」を設定 など

令和 6年 「No.10 兄弟姉妹や多胎児など2人同時申込み」の見直し(+2→+3) など 2

## 2. 本市の利用調整（入所選考）の現状と課題

- 年間の新規入所希望は約2,800人（転園含む）であり、この中には単身赴任世帯や両親の一方が入院している世帯など、**実態として両親の一方がひとりで保育していると思われる世帯が存在するが、このうち一部の児童については、調整の結果、保留児童となっている。**

※ 単身赴任：約40人、両親のうち一方が入院：約3人（R7.7/18時点の保留児童から算出）

### 【調整指数の現状と市民の声】

- ・ 保育所の入所選考において、ひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁等）については、調整指数「No.2 ひとり親世帯（+6）」の適用となるが、**単身赴任世帯や両親の一方が入院している世帯については、適用となる調整指数はない。**
- ・ 窓口や電話において、単身赴任世帯等から、「実質ひとりで保育しているので考慮してほしい」という意見がある。

⇒ **単身赴任や両親の一方が入院をしている世帯は、実質的に“ひとり親”に近い保育環境であると考えられるため、これらの世帯についても配慮する必要がある。**

### 3. 対応案

- 対応(案) (「別紙2」「別紙3」参照)

子育て支援の観点から実質的に“ひとり親”に近い保育環境にある世帯についても一定の配慮が必要なため、調整指数分類「子育て支援・少子化対策の配慮」に「No.12 両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯(入院, 単身赴任等) (+6)」を新たに設定する。

- 「No.2 ひとり親世帯(+6)」との対象世帯の違い

- ・ 「No.2 ひとり親世帯(+6)」については、死別、離別、行方不明など、**両親の一方が存在しない世帯**を対象とする。
- ・ 「No.12 両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯(入院, 単身赴任等) (+6)」については、**両親は存在するものの**、入院や単身赴任など、やむを得ない状況により、**両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯**を対象とする。

# 3. 対応案

## ● モデルイメージ

- ・父 大阪で就労中 160時間/月
- ・母 就労中 160時間/月
- ・その他該当する調整指数なし



### 単身赴任をしている世帯

従来

見直し後

### 【参考】

ひとり親世帯  
(従来と変わらず)

10 (その他離別等)

10 (就労)

6 (No.2 ひとり親世帯)

26点



26点

20点

合計

10 (就労)

10 (就労)

10 (就労)

10 (就労)

なし

6

父 (基準指数)

母 (基準指数)

調整指数

※「両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯(入院, 単身赴任等)」と「ひとり親世帯」が同点の場合, 調整指数分類が「福祉的配慮」(「別紙3」参照)である「ひとり親世帯」が優先となる。

## 4. 今後のスケジュール

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 令和 7年 9月    | 「宇都宮市保育の実施選考基準」改正の告示 |
| 10月         | 「入所のご案内」更新（市民向け周知）   |
| 12月         | 見直し後の選考基準に基づく利用調整の開始 |
| 令和 8年 1月 1日 | 「宇都宮市保育の実施選考基準」改正    |